

(史料紹介)

真野英三氏旧蔵『史徴墨宝』に貼付された三上参次の書簡

大 塚 英 二

三上参次と言え、東京帝国大学教授として『大日本史料』の発刊に関わるとともに、『明治天皇御紀』の編纂を主宰し、終生史料の校訂・編集をこととした人物として知られる。また、近代的歴史学を学んだ初期の学徒として、その足跡は日本近代化の歩みとも重なり、東大國史学科が史学科から独立するのに尽力した人物として、日本史学史上においても特に重要な人物に挙げられる。

その三上の書簡が、真野英三氏より本学に寄贈された『史徴墨宝』(本学図書館貴重書庫収蔵)に貼付される形で発見された。史徴墨宝は重要古文書の影印版編二巻と同考証編一巻からなるが、その影印版編二冊の表紙見返しにそれぞれ史料二点ずつ合計四点が貼付されていた。うち三点が三上から真野益綱氏(真野英三氏の曾祖父)宛の書簡であり、一点が東京帝国大学より同氏に宛てられた史徴墨宝送付の挨拶状である。この史徴墨宝がなにより真野家に蔵されることになったか、という点が非常に重要であり、一点の挨拶状と三点の書簡を紹介しながら、その点について言及していこう。四点の史料は時代順に番号を付け、史料1から4として次に掲げる(写真版1から4を参照)。

史料1 (切紙)

拝啓、梅雨之候益御健勝欣賞の到りと存じ候、さて元内務省地理局地誌課員河井庫太郎の名義を以て借用せる御蔵

書之件二つき昨年御面談致候節、小生方史徴墨宝進呈之事を申出候処、貴下ハそれよりハ寧ろ木杯をとの御事ニて候ひし故、帰京の上、其辺の相談致し、一同御御尤（印）の次第と考へ候ひしが、何分大学方木杯賞賜といふ事ハ規則ニ於て為し能はざるところなるにより、愛知県庁ニ交渉し、同県方交付の都合ニ致し候事ニ候、大学の木杯ならバ承諾すれ共、地方庁のならば不承諾云々との御意思ハ当時小生の承知致さざるところにて候ひし故、兎ニ角書籍献納の名義として之ニ対して、木杯交付といふ手続にさへならば、その大学方すると地方庁よりするとを問はず規模の立つ事と考へ候事ニて候、史徴墨宝交付といふ事ハ右の如くもと当方方申出でたる事ニて候へ共、既に貴意に応じて木杯の方の手続を了したる上ニて、また悉く之を無ニする事ハ官府之事として、手続き上容易ならず、又愛知県庁へ対して気の毒の到りに有之、且つ小生まで一通りならず困却致し候次第故、何卒県庁方の木杯にて御承諾相成、別ニ帝国大学方ハ挨拶状を呈する事ニ致してハ如何ニ候哉、右二つき県庁及び郡役所方の照会も有之候へ共、円滑之終局を得たため、予め一応小生より右の事情申述候、御承諾之御報を待居申候、以上

三十二年六月十四日

史料編纂委員

文学博士三上参次

真野益綱殿

史料2（切紙）

拝誦、御申越之趣了承致候、御承知之通り官府上の事ハ彼是変更をも容易ならず、且つ小生ニ於ても一方ならず迷惑致し候得共、此上愛知県庁ニ対し種々手数を煩し候のみにてハ氣之毒の至りニも候故、貴意之通り史徴墨宝及挨拶状進呈之事ニ取計ひ申度候、併し墨宝を表装候にハ余程日子を要し候ニ付、印刷の儘進呈致度候が如何ニ候哉、

右ニ而よろしく候ハ、早速通送之運ヒニ取計ヒ可申候、否御一報ニ預リ度候、貴酬旁早々敬具

史料編纂委員

明治三十二年七月一日

三上参次

真野益綱殿

史料3 (切紙)

拝復、御申越之通史徴墨宝及び同考証并帝国大学方ノ挨拶状御交付之事ハ承知致し候、其手続ニ運ビ可申候、然るに貴書末段之予て約束之通現存せる古文書返戻可被下云々之事ハ了解致し兼候、前回御書面之追書にも右様之意ニ解せられ候事御記載有之候ひしが、右ハ昨年拙者出張之当時「貴家方借用之書類中ニハ他ニ類本之現存せるものも有之、それ等ハ或ハ写し取り返進致す事も出来得べく候へ共」云々と申候を御誤解相成居候ニハ無之候哉、貴家方河井が借用せし原本ハ内務省方大学への引継書類中ニハ一切見当らざる事ニて候、原来此件ハ御承知之如く河井之不始末よりかゝる御氣の毒之次第ニ立至り、拙者共ハ勿論四方八面へ一方ならざる迷惑を及ぼし候次第ニて候ニより、昨年拙者態々出張いたし御面談申候事ニて候、されバ右之事情御了解之上、史徴墨宝及相当の挨拶状御交付申候のミニて結局と相なり候様希望致し候、右得貴意度如此ニ候、以上

史料編纂委員

文科大学教授文学博士

明治三十二年七月六日

三上参次

真野益綱殿

史料4（罫紙）

明治廿一年一月中内務属地理局地誌課員河井庫太郎地誌材料蒐輯ノ為メ愛知県下へ出張之節、貴家御所蔵之尾張守村揚熱田縁起已下十四部二十一冊借用之処、右書類本学へ御寄納相成候ニ付、愛知県庁ニ於テ行賞相成候得共、尚本学ニ於テモ本学出版之史徴墨宝第二編考証共忝部進呈候間、御検収相成度候、右ハ微酬ヲ表スル迄ニ有之候、此段及御挨拶候也

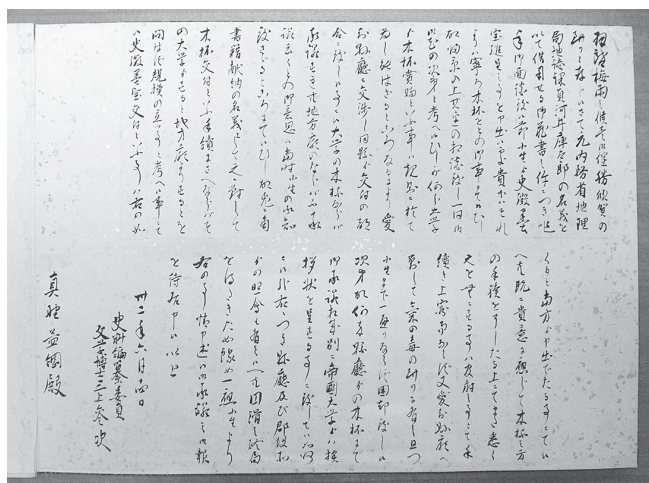
明治三十二年七月廿二日

東京帝国大学（印）

真野益綱殿

追而河井庫太郎ヨリ差入有之候証書ハ御返付相成度候、為念此段申添候也

史料1から見ていくと、明治三十二年（一八九九）六月十四日、三上は真野益綱に対して、元内務省地理局地誌課職員河井庫太郎が真野から借り出した文書の件で一つの提案をしていたことが明らかとなる。それは、河井の借り出した書籍を真野側が東京帝国大学へ献納することに対して、三上からは史徴墨宝を真野へ進呈することで応じるとの提案がなされたのである。それに対し、真野側は史徴墨宝を望まず、大学からの木杯賞賜を求めてきたのである。ところが、大学から木杯を渡すことは規則上不可能であり（人民への賞賜は地方庁が行う取決めであった）、愛知県庁と交渉して、そこから交付する手続きが進められていた。しかしながら、真野は大学の木杯を求めているのであって、地方庁のものであれば不承諾との意思を示したのであった。三上は、木杯交付であれば、それは大学か地方庁かは問題にならないと考えていたが、その当では外れてしまった。愛知県庁とは話が付いているのに、それを無にしては気の毒であ

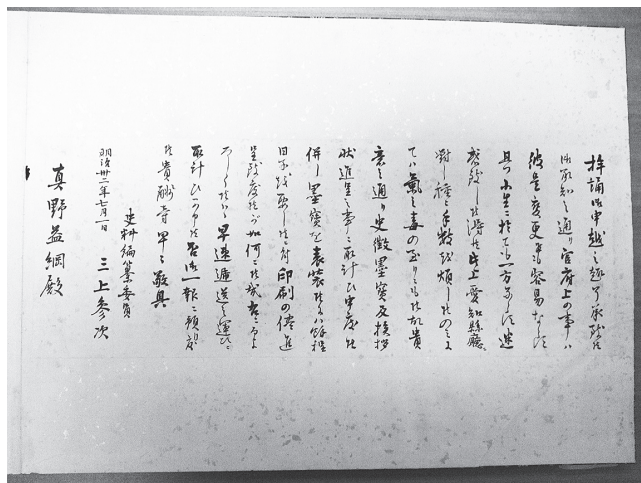


史料1 (写真版1)

るから、ぜひとも県庁からの木杯で承諾してほしいと、三上は訴えているのである。そして、その木杯とは別に帝国大学からは挨拶状を送ると提案している。

ここで登場する内務省地理局地誌課の河井庫太郎とはいかなる人物であったか。実は近年日本地理学史上、日本歴史地理学会の創設者にして地名学の大家とされる吉田東伍にも劣らぬ重要な先達として意識されるに至っている（島津俊之「河井庫太郎と未完の『大日本府県史』」（『空間・社会・地理思想』一〇号、二〇〇六年）参照）。日本地理学の草創期に若年ながらも大活躍し、国家プロジェクトである『大日本府県史』編纂を任された人物であった。しかしながら、理由は定かでないが、明治二十四年（一八九一）から翌二十五年にかけて詐欺事件を起こし官界・学界から抹殺されるに至ったとされる。三上参次との因縁も浅からぬものがあり、河井らが地理局で蒐集した資料が帝国大学に移管されるに際し、いくつかの資料が散逸していることが明らかとなつて、三上はその対処に苦慮したという。特に河井の杜撰な管理を三上は槍玉に挙げている（前掲島津論文参照）。以上を念頭に置くと、真野氏から河井に貸し出されたものが単に大学に献納し寄贈されるということなのか疑問が出てくるが、それは後述する。

さて、三上からの提案に対する真野からの返事がいかなるもので



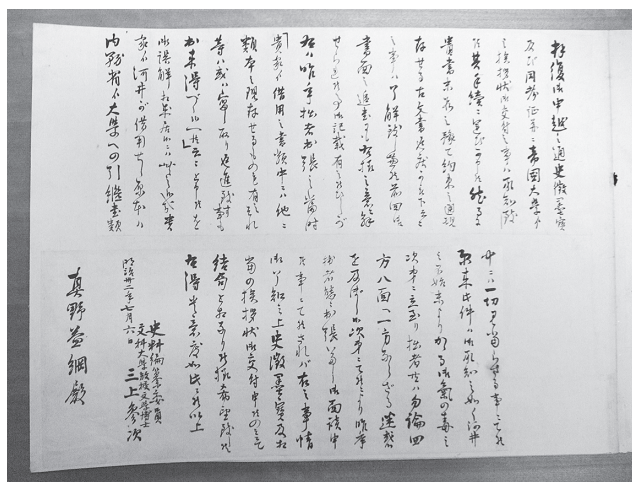
史料2（写真版2）

あつたかは史料2から自ずと推測できる。すなわち、六月十四日の三上の提案に対して、六月中に真野側から返答があり、それに対して更に七月一日に三上は手紙で応じたのである。

真野側は愛知県庁からの木杯は特に欲しくはないとして、帝国大学からの史徴墨宝及び挨拶状で了解する旨の返事を送ってきたと思われる。寄贈者真野氏の認識としては、国家の出先としての地方庁よりも、大学という国家直接の機関からの手交こそ価値があると考えたのであろう。なお、三上は史徴墨宝を表装して送るのには日数がかかることを理由に、印刷したままの状態、つまり折本にもなっていない（現物は折本状態で和本風の絹地の表紙がついている）、表紙もきちんとついていないものを進呈することを提案している。明らかに、文章中の表現「小生に於ても一方ならず迷惑致し候」の通り、三上はこの一件に嫌気がさしており、早期の決着をつけようと必死であつたものと推察できる。

では、なにゆえ寄贈を受ける側が迷惑というような気持になるのであろうか。寄贈者に対して礼を尽くすのが当たり前であるにもかかわらず、史料2からはそうした態度があまり見て取れない。これはいささか疑問であつた。しかし、その疑問は史料3によつてただちに氷解する。

史料3は、七月一日の三上の手紙に対し直ちに真野からの返事が

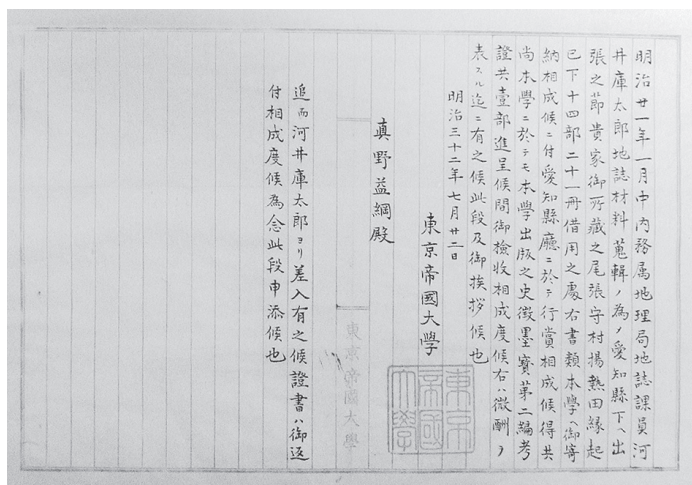


史料3 (写真版3)

あつて、七月六日にそれに応えたものと見て間違いない。まったく日を置かずに応答し合つており、ある種の緊張感がにじみ出ている。そこで明らかとなつたのは、真野からの寄贈というのは実は借物紛失に関わつて、大学側がとつた方便であるということである。つまり、河井が借り出していたものが内務省より大学への引継ぎ書類の中に見当たらず、原本を返却することができなくなつたために取られた措置が、寄贈ということで事件を曖昧にする対応だったのである。大学側は寄贈のお礼として史徴墨宝を進呈し、しかるのち寄贈品を紛失したとして処理すれば一応事件は解決できるのである。要するに、河井の管理が杜撰で紛失した資料がかなりあるとされる、その一つの事例がこの案件なのであつた。河井の尻拭いのために奔走させられるということが、三上をしてとんだ迷惑という表現になるのである。

また、史料3からは、真野側が現存する文書で返してくれと要求していたことが知られ、それに対して三上からは、真野から借り受けた書物の類本があるので、それを写したものを渡すこともできると応じていたことを、真野が同じものが返却してもらえると誤解していたのではないかと返事がなされている。

いずれにしろ、すべては河井の不始末から起つたことであることを認め、大変気の毒なことであつたとしている。ただし、この件が



史料4（写真版4）

三上はもとより諸方面に大きな迷惑を及ぼしているとする点は、やはり近年の対所蔵者との関係論で言えば、若干違和感があると言わざるを得ない。河井は免官されたとはいえ、もともと国の役人であり、そこからの業務を引き継いだのは他ならぬ三上である。それならば、役人の不始末を内部で迷惑というのは構わないが、詫びるべき相手に対して自分も迷惑しているなどということは、責任上決して言つてはならないことである。河井の事件はマスコミを非常ににぎわしたことから、三上もそうしたことを平気で口にしたのである。だが、本来所蔵者に向けて発すべきものではない。ここには、帝国大学教授としてのやや鼻持ちならぬお上意識があるとみてよいだろう。三上は、気の毒なことであり迷惑もかけているから、昨年自ら出張して真野に面会し事情を説明したとしている。それゆえ、大学側の事情を了解し、史徴墨宝と挨拶状の交付のみにて最終的に御仕舞にしてほしいと求めているのである。これは、さきほども触れた「現存せる古文書返戻」の要求に対して、それは出来かねることを念押ししたものと思われる。

以上の三上からの提案は受け入れられたものと思われ、史料4のように七月二十二日に東京帝国大学から真野に対して挨拶状が交付されている。それを見ると、河井庫太郎が借用したのは「尾張守村揚^{（マツ）}熱田縁起已下十四部二十一冊」であったことがわかる（なお、

尾張守は藤原村梧であり、「村揚」は誤記であろう。確かにこうした類のものであれば類本は存在するが、それを代わりに渡すことは不可能である。写しであれば渡すことも可能としたのは理解できる。その書物を大学に寄付したことで、愛知県庁でも行賞が行われた（これが木杯賞賜であったかどうかは不明。一旦は断っているようなので、別の形で行賞がなされたと推定する）が、更にそれに付け加える形で大学が出版した史徴墨宝（考証ともに）を進呈するので、「微酬」ではあるが受け取ってほしいとしている。そして、追って書きとして、河井が真野に入れていた借用状を返還してほしいと結んでいるのである。この挨拶状は当然ながら一切書物紛失には触れていない。既になくなっていないものを受け入れ、そして返札するという、不思議ではあるが、極めて普通の挨拶状となっている。

熱田縁起は今となっては非常に貴重な文献であり、文化財として遇される類のものであろう。それがこのような形で紛失して、曖昧にされ、当時としては貴重であった史徴墨宝という刊行物に姿を変えて真野家に戻されたのである。確言はできないが、河井庫太郎が何らかの形で重要資料を換金し、遺失物として処理していた疑いがある。

国家の事業として様々な編纂事業が行われ、それに対して国民は資料の提供を求められた。それは国民の義務であるかのように。それらがきちんと戻されることも多かつたと思われるが、一方で杜撰な管理のもと紛失するようなことも多かつたのである。これは国家の事業だけのことでなく、地方自治体の編纂事業でもよく見られたことで、「貸したに戻っていない」とは、よく耳にする言葉である。史徴墨宝という古本に張り付けられた手紙から、この書物の由来を見てきたが、それは河井庫太郎という人物の一世紀以上前の所業を再び私たちの前に提示することとなり、結果として、史料所蔵者との関係性を大切にしなければならぬという、日々史料の編纂に従事する者としての当たり前の戒めを、今一度肝に銘じさせることとなった。

なお、真野家について多く触れることはしなかったが、同家は津島天王社の社家で、同社の縁起にかかわって『藤嶋私記』を著した真野時綱を先祖に持つ、近世の尾張国津島町村で四家七統（苗字）と言われた有力者（中世にさかのぼる由緒を有する）のうちの一家であったことを付記する。それゆえ同家には熱田縁起が蔵されていたのである。